



兵庫労働局発表  
平成26年3月18日

担当	(爆発労働災害対策本部) 兵庫労働局労働基準部監督課 監督課長 矢野総一郎 統括特別司法監督官 岸上祐介 (電話) 078 - 367 - 9151
----	--

報道関係者 各位

兵庫労働局(局長 前田芳延)は、平成24年9月29日に(株)日本触媒姫路製造所内、アクリル酸製造プラントでの貯蔵タンクの爆発災害(死亡1名、負傷36名)において、同日、兵庫労働局内に「日本触媒姫路製造所爆発労働災害対策本部」を設置し、これまで特殊化学設備設置事業場に対する労働災害防止緊急対策等講じてきましたが、本日、(株)日本触媒を労働安全衛生法違反の疑いで神戸地方検察庁に書類送検しました。

また、平成25年度において実施した化学設備設置事業場に対する立入調査結果を取りまとめましたので以下のとおり発表します。

### 株式会社日本触媒の書類送検について

姫路労働基準監督署(署長 丸山拓之)は、平成26年3月18日、以下の事件について労働安全衛生法違反の疑いで神戸地方検察庁に書類送検した。

#### 1 被疑者

- (1) 株式会社 日本触媒(代表取締役社長 池田全徳)  
本店所在地 大阪市中央区高麗橋4丁目1番1号  
姫路製造所所在地 姫路市網干区興浜字西沖992番地1
- (2) 同製造所の元副所長兼化成品製造部長A(男性55歳)
- (3) 同製造所の元化成品製造部製造第2課長B(男性58歳)

#### 2 事件の概要

同社は化学工業薬品等の製造業を営む事業者、被疑者Aは同製造所の化成品製造部長としてアクリル酸等の製造部門を統括するもの、被疑者Bは、同製造所の化成品製造部製造第2課長としてアクリル酸及びアクリル酸エステルの製造部門の労働者の安全管理を行うものであるが、A及びBは平成24年8月29日から同年9月29日までの間、化学設備たる中間タンク及びそれぞれの附属設備を使用して危険物たるアクリル酸の製造作業を行わせるに当たり、爆発又は火災を防止するために必要な規程(バルブの操作、攪拌装置の操作に関する事項)を定めずに同作業を行わせたもの。

#### 3 違反条文

労働安全衛生法第20条第2号(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第 274 条（作業規程）

同 法第 119 条（罰則）

同 法第 122 条（両罰）

条文の内容については、別紙 1 参照。

## 化学設備設置事業場等に対する自主点検及び立入調査について

- 1 平成 25 年度に、化学工業に対して化学設備に関する自主点検調査を行った。概要は以下のとおり（詳細については別紙 2 参照）。
  - (1) 県下の化学工業（化学設備を設置しない化学製品を扱うだけの事業場を含む）約 1,500 事業場のうち労働者 30 人以上の 312 事業場を対象に通信調査による自主点検を実施し、270 事業場から回答を得た。

平成 24 年に労働基準監督署が行った特殊化学設備設置事業場等に対する緊急立入調査の対象 60 事業場を除く。
  - (2) 回答事業場の 3 分の 1 にあたる 90 事業場が化学設備を設置していた。
  - (3) 回答事業場のうち、化学設備に関する法令違反等問題が認められたのは 27 事業場で、内容として最も多かったのは「改修・清掃の際に可燃性ガス等濃度を測定していない（労働安全衛生規則第 275 条の 2）」であった。
  - (4) 災害防止に有効であるとされる「リスクアセスメント」については、規模が小さくなるほど実施率が低いという結果となった。
  
- 2 自主点検の結果、化学設備に問題が認められる事業場、及び自主点検未回答で化学設備を有している事業場 51 カ所に対し、平成 25 年 7 月 25 日から平成 26 年 1 月 30 日までの間に立入調査を実施した。

立入調査の結果、10 事業場で化学設備に関する違反があり、是正勧告を行った。

なお、当該違反事項については、すべて是正済みである。

## 書類送検の関係条文

## 労働安全衛生法

## 第20条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 (略)
- 2 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 3 (略)

## 第119条

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 1 第14条、第20条から第25条まで、・・・(中略)・・・の規定に違反した者  
(以下略)

## 第122条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、(中略)第119条(中略)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 労働安全衛生規則 第274条

事業者は、化学設備又はその附属設備を使用して作業を行うときは、これらの設備に関し、次の事項について、爆発又は火災を防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わせなければならない。

- 1 バルブ、コック等(化学設備(配管を除く。以下この号において同じ。)に原材料を送給し、又は化学設備から製品等を取り出す場合に用いられるものに限る。)の操作
- 2 冷却装置、加熱装置、攪拌(かくはん)装置及び圧縮装置の操作  
(以下略)

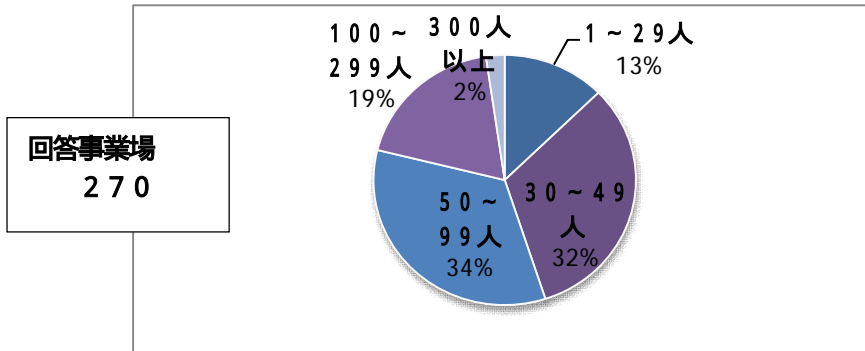
## 参考：化学設備の定義

違反条文(労働安全衛生規則第274条)に示す化学設備とは「危険物(燈油、軽油、テレピン油、イソペンチンアルコール、酢酸その他の引火点が30度以上65度未満の物。火薬類取締法第二条第一項に規定する火薬類を除く。)を製造し、若しくは取り扱う設備で、移動式以外のものをいい、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置及び乾燥設備を除く」ものを指す(労働安全衛生法施行令第9条の3第1号)。

アクリル酸は引火点が54であり、危険物に該当する。

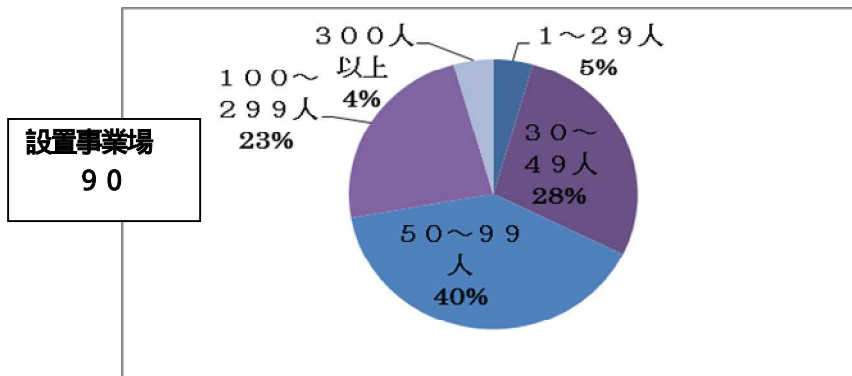
## 自主点検結果の詳細

### 1 事業場規模



・事業場規模では安全管理者の選任が必要な50人以上が55%。

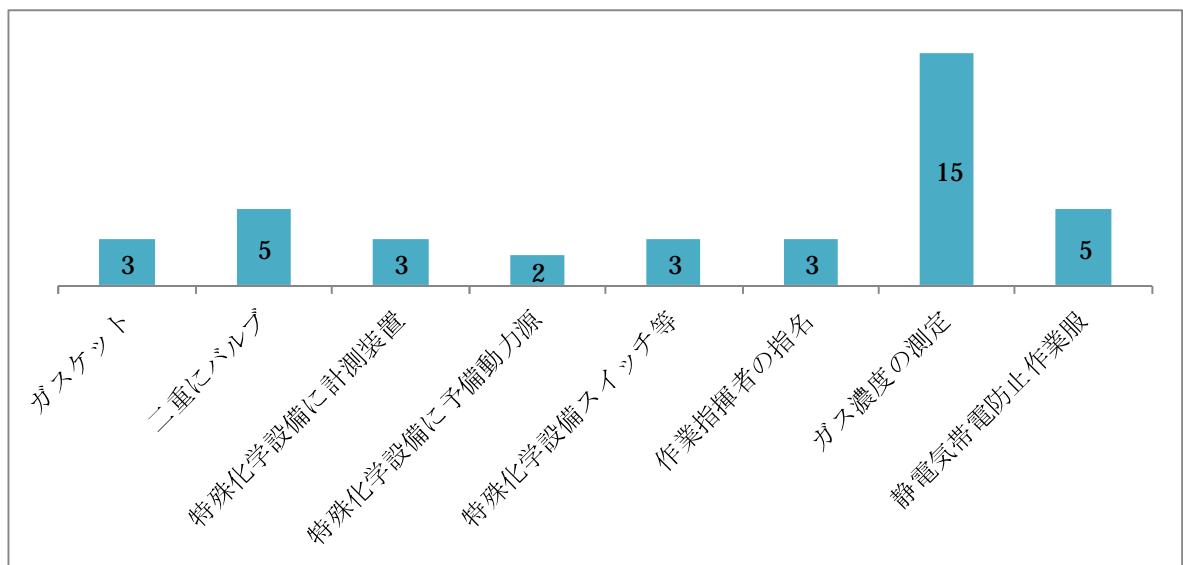
### 2 化学設備を有する事業場規模



・回答があったうち、化学設備があると答えたのは全体の33%に当たる90事業場であった。  
 ・化学設備を設置している工場のうち、50人以上の規模が67%。

### 3 主な違反内容

(1) 自主点検の結果、化学設備に係る違反が次のとおり認められた。(違反の数が1のものは除く)



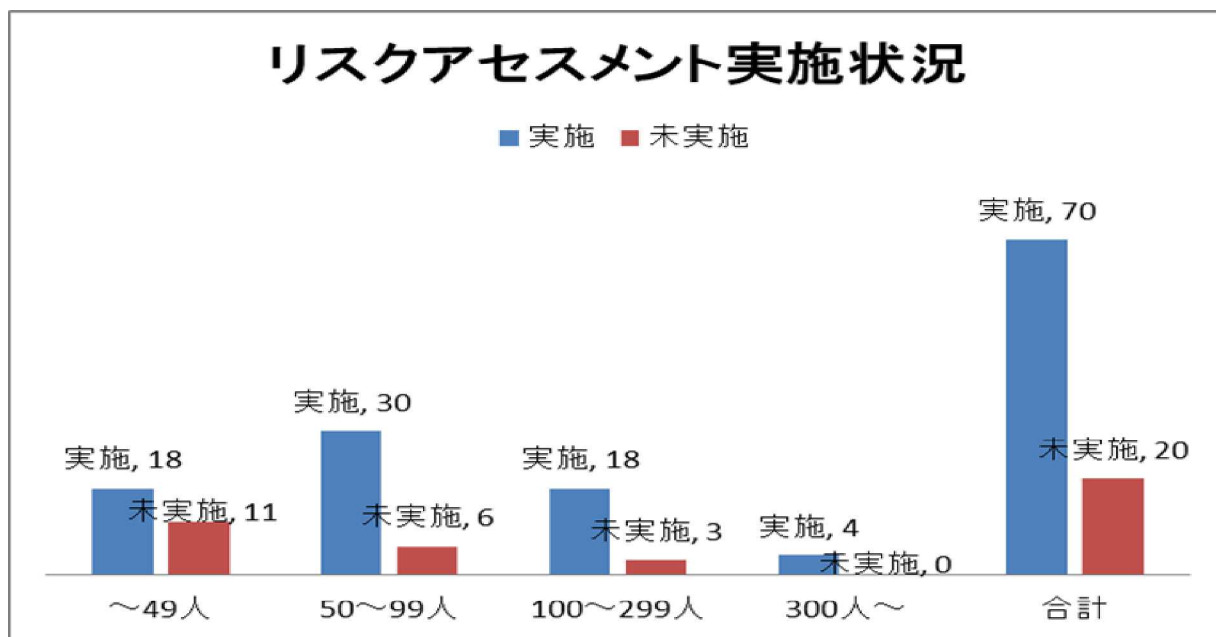
1つの事業場で複数の回答があるため事業場の数とは一致しない。

(2) 上記違反内容の詳細(労働安全衛生規則)

違反条文	概要	回答数
安衛則第 270 条	(ガスケット) ふた板等の接合部にガスケットを使用していない。	3
安衛則第 272 条	(二重にバルブ) 化学設備の使用中にしばしば開放し、取外すことのあるストレーナ等と化学設備の間に二重にバルブが設けていない。	5
安衛則第 273 条の 2	(特殊化学設備に計測装置) 特殊化学設備について、温度計、流量計、圧力計等の計測装置を設けていない。	3
安衛則第 273 条の 5 1 項一号	(特殊化学設備に予備動力源) 特殊化学設備、特殊化学設備の配管又は特殊化学設備の附属設備に使用する動力源について、動力源の異常による爆発又は火災を防止するための直ちに使用することができる動力源を備えていない等。	2
安衛則第 273 条の 5 1 項二号	(特殊化学設備スイッチ等) 特殊化学設備に使用する動力源のバルブ、コック、スイッチ等について、施錠、色分け、形状の区分等が行われていない。	3
安衛則第 275 条	(作業指揮者の指名) 化学設備又はその附属設備の改造、改修、清掃等を行う場合において、分解作業及び内部での作業を行うときに作業指揮者の指名等必要な措置をとっていない。	3
安衛則第 275 条の 2	(ガス濃度の測定) 上記作業を行うときに、引火性の物の蒸気、可燃性のガスの濃度を測定していない。	15
安衛則第 286 条の 2	(静電気帯電防止作業服) 上記の場所で作業を行うときに、労働者に静電気帯電防止作業服等を着用させる等静電気を除去する措置をとっていない。	5

4 リスクアセスメントの実施

リスクアセスメントに関しては、労働者 50 人未満の 29 事業場中 11 事業場で未実施 (38%)、労働者 50~99 人以下の 36 事業場中 6 事業場で未実施 (17%)、労働者 100~299 人以下の 21 事業場中 3 事業場で未実施 (14%) であり、規模が小さいほど「リスクアセスメント」を実施していないと割合が高くなっている。



リスクアセスメントとは、作業に伴う危険性又は有害性(ハザード)を特定し、これを除去、低減する対策を講ずる一連の流れを意味する。リスクとは特定された危険性又は有害性によって生ずる負傷又は疾病の重篤度と発生可能性を組み合わせで見積もるもの。リスクアセスメントに基づき対策を講ずることにより、確実に、効果的に災害を防止できる。